

令和7年 北秋田市議会第2回臨時会提出事件

番号	事件番号	事件名
1	承認第9号	専決処分の承認を求めるについて（専決第14号 令和7年度北秋田市一般会計補正予算（第9号））
2	議案第79号	令和7年度北秋田市一般会計補正予算（第10号）
3	報告第13号	専決処分の報告について（専決第12号 損害賠償の額を定めることについて）
4	報告第14号	専決処分の報告について（専決第13号 北秋田市立保育所を市外在住の保育に欠ける児童に使用させることについて）

承認第9号

専決処分の承認を求めるについて（専決第14号 令和7年度北秋田市一般会計補正予算（第9号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し承認を求める。

令和7年11月13日提出

北秋田市長 津谷永光

専決第14号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕のないことが明らかであることから、次のとおり専決処分する。

1 令和7年度北秋田市一般会計補正予算（第9号）

令和7年10月20日専決

北秋田市長 津 谷 永 光

専決第14号

令和7年度 北秋田市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度北秋田市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,133千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,056,227千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年10月20日 専決

北秋田市長 津谷永光

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰 越 金		371,377	17,133	388,510
	1 繰 越 金	371,377	17,133	388,510
歳 入	合 計	27,039,094	17,133	27,056,227

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 農 林 水 産 業 費		1,236,447	17,133	1,253,580
	2 林 業 費	505,398	17,133	522,531
歳 出 合 計		27,039,094	17,133	27,056,227

令和7年度北秋田市一般会計補正予算に関する説明書
I 歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括
(歳 入)

(単位:千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
20 繼 越 金	371,377	17,133	388,510
歳 入 合 計	27,039,094	17,133	27,056,227

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債	
6 農林水産業費	1,236,447	17,133	1,253,580			17,133
歳出合計	27,039,094	17,133	27,056,227			17,133

2 歳 入
20款 繰越金

1項 繰越金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区	分	
1. 繰越金	371,377	17,133	388,510	1.	繰越金	17,133
計	371,377	17,133	388,510			
歳入合計	27,039,094	17,133	27,056,227			

3 歳 出
6 款 農林水産業費

2 項 林業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地方債	その他				
2. 林業振興費	381,902	17,133	399,035				17,133	11. 役務費	88	保険料 88
								12. 委託料	33	緊急銃獵時射手委託 33
								17. 備品購入費	236	緊急銃獵用防護盾 236
								18. 負担金、補助 及び交付金	16,776	果樹木伐採補助金 735 鳥獣被害防止総合対策交付金 16,041
計	505,398	17,133	522,531				17,133			
歳出合計	27,039,094	17,133	27,056,227				17,133			

議案第 79 号

令和 7 年度 北秋田市一般会計補正予算（第 10 号）

令和 7 年度北秋田市一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,545,864 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,602,091 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加、変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 11 月 13 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正
歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分 担 金 及 び 負 担 金		107,187	57,756	164,943
	1 分 担 金	3,289	57,756	61,045
15 国 庫 支 出 金		2,996,419	559,860	3,556,279
	1 国 庫 負 担 金	1,503,094	484,428	1,987,522
	2 国 庫 補 助 金	1,486,996	75,432	1,562,428
16 県 支 出 金		1,614,971	1,223,882	2,838,853
	2 県 補 助 金	770,091	1,223,882	1,993,973
18 寄 附 金		2,000,101	500,000	2,500,101
	1 寄 附 金	2,000,101	500,000	2,500,101
19 繰 入 金		2,575,076	△95,116	2,479,960
	2 基 金 繰 入 金	2,493,735	△95,116	2,398,619
20 繰 越 金		388,510	195,182	583,692
	1 繰 越 金	388,510	195,182	583,692
22 市 債		1,693,300	1,104,300	2,797,600
	1 市 債	1,693,300	1,104,300	2,797,600
歳 入 合 計		27,056,227	3,545,864	30,602,091

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,437,072	249,991	3,687,063
	1 総務管理費	3,006,347	249,991	3,256,338
6 農林水産業費		1,253,580	164,702	1,418,282
	1 農業費	729,899	164,702	894,601
9 消防費		1,192,388	2,860	1,195,248
	1 消防費	1,192,388	2,860	1,195,248
11 災害復旧費		1,384,569	3,128,311	4,512,880
	1 農林水産業施設災害復旧費	669,385	2,087,210	2,756,595
	2 公共土木施設災害復旧費	552,638	934,979	1,487,617
	5 文教施設災害復旧費	29,859	106,122	135,981
歳出合計		27,056,227	3,545,864	30,602,091

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
6 農 林 水 產 業 費	1 農 業 費	農業經營等復旧・継続支援対策事業	千円 15,668
6 農 林 水 產 業 費	1 農 業 費	農地・農業用施設小災害復旧事業	136,452
11 災 害 復 旧 費	1 農林水産業施設災害復旧費	農業施設災害復旧事業	2,176,491
11 災 害 復 旧 費	1 農林水産業施設災害復旧費	林道施設災害復旧事業	510,554
11 災 害 復 旧 費	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	959,381
11 災 害 復 旧 費	5 文教施設災害復旧費	伊勢堂岱遺跡災害復旧事業	107,761

第3表 地方債補正

追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
伊勢堂岱遺跡災害復旧事業	千円 32,300	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
農地農業用施設災害復旧事業	千円 21,700	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 719,400	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
林業施設災害復旧事業	32,200	〃	〃	〃	164,700	〃	〃	〃
公共土木施設災害復旧事業	67,700	〃	〃	〃	309,500	〃	〃	〃

令和7年度北秋田市一般会計補正予算に関する説明書
I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金	107,187	57,756	164,943
15 国庫支出金	2,996,419	559,860	3,556,279
16 県支出金	1,614,971	1,223,882	2,838,853
18 寄附金	2,000,101	500,000	2,500,101
19 繰入金	2,575,076	△95,116	2,479,960
20 繰越金	388,510	195,182	583,692
22 市債	1,693,300	1,104,300	2,797,600
歳入合計	27,056,227	3,545,864	30,602,091

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債	
2 総務費	3,437,072	249,991	3,687,063			249,991
6 農林水産業費	1,253,580	164,702	1,418,282	67,766		96,936
9 消防費	1,192,388	2,860	1,195,248			2,860
11 災害復旧費	1,384,569	3,128,311	4,512,880	1,715,976	1,104,300	57,756
歳出合計	27,056,227	3,545,864	30,602,091	1,783,742	1,104,300	57,756
						600,066

2 歳 入

13款 分担金及び負担金

1項 分担金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区	分	
1. 災害復旧費分担金	3,289	57,756	61,045	1. 農林水産業施設 災害復旧費分担金	57,756	農地農業用施設災害復旧費分担金 57,756
計	3,289	57,756	61,045			

15款 国庫支出金

1項 国庫負担金

3. 災害復旧費国庫負担金	144,567	484,428	628,995	1. 公共土木施設災害復旧事業負担金	484,428	公共土木施設災害復旧事業負担金 484,428
計	1,503,094	484,428	1,987,522			

15款 国庫支出金

2項 国庫補助金

7. 教育費国庫補助金	39,193	75,432	114,625	2. 社会教育費補助金	75,432	国宝重要文化財等保存整備費補助金 75,432
計	1,486,996	75,432	1,562,428			

16款 県支出金

2項 県補助金

4. 農林水産業費県補助金	336,572	67,766	404,338	1. 農業費補助金	67,766	農業用施設小災害復旧事業費補助金 54,663 農業経営等復旧・継続支援対策事業費補助金 13,103
9. 災害復旧費県補助金	131,140	1,156,116	1,287,256	2. 農林水産業施設 災害復旧費補助金	1,156,116	農地農業用施設災害復旧費補助金 918,959 林業施設災害復旧費補助金 237,157
計	770,091	1,223,882	1,993,973			

18款 寄附金

1項 寄附金

1. 寄附金	2,000,001	500,000	2,500,001	2. ふるさと寄附金	500,000	ふるさと寄附金 500,000
計	2,000,101	500,000	2,500,101			

19款 繰入金

2項 基金繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 財政調整基金繰入金	2,026,969	△95,116	1,931,853	1. 財政調整基金繰入金	△95,116	財政調整基金繰入金 △95,116
計	2,493,735	△95,116	2,398,619			

20款 繰越金

1項 繰越金

1. 繰越金	388,510	195,182	583,692	1. 繰越金	195,182	繰越金	195,182
計	388,510	195,182	583,692				

22款 市債

1項 市債

9. 災害復旧事業債	138,900	1,104,300	1,243,200	1. 林業施設災害復旧事業債	132,500	林業施設災害復旧事業債	132,500
				2. 公共土木施設災害復旧事業債	241,800	公共土木施設災害復旧事業債	241,800
				4. 農地農業用施設災害復旧事業債	697,700	農地農業用施設災害復旧事業債	697,700
				5. 文教施設災害復旧事業債	32,300	社会教育施設災害復旧事業債	32,300
計	1,693,300	1,104,300	2,797,600				
歳入合計	27,056,227	3,545,864	30,602,091				

3歳出
2款 総務費

1項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
8. 企画費	1,058,392	249,991	1,308,383				249,991	7. 報償費	161,500 報償品 161,500	
								11. 役務費	31,601 通信運搬費 20,000 手数料 11,601	
								12. 委託料	22,000 ふるさと納税事業代行委託 22,000	
								13. 使用料及び 賃借料	34,890 OAシステム使用料 34,890	
計	3,006,347	249,991	3,256,338				249,991			

6款 農林水産業費

1項 農業費

3. 農業振興費	112,283	28,250	140,533	13,103			15,147	10. 需用費	52 消耗品費 52
								11. 役務費	154 通信運搬費 154
								18. 負担金、補助 及び交付金	28,044 農業経営等復旧・継続支援対策事業費補助金 28,044
6. 農地費	202,520	136,452	338,972	54,663			81,789	18. 負担金、補助 及び交付金	136,452 農地・農業用施設小災害復旧事業補助金 136,452
計	729,899	164,702	894,601	67,766			96,936		

9款 消防費

1項 消防費

1. 常備消防費	1,003,371	2,860	1,006,231				2,860	14. 工事請負費	2,860 工事請負費 2,860
計	1,192,388	2,860	1,195,248				2,860		

11款 災害復旧費

1項 農林水産業施設災害復旧費

1. 農業用施設 災害復旧費	502,638	1,694,219	2,196,857	918,959	697,700	57,756	19,804	12. 委託料	83,899 実施設計委託 83,899
								14. 工事請負費	1,610,320 工事請負費 1,610,320
2. 林業施設災 害復旧費	166,747	392,991	559,738	237,157	132,500		23,334	13. 使用料及び 賃借料	6,135 作業用機械借上料 6,135
								14. 工事請負費	385,165 工事請負費 385,165
								15. 原材料費	1,691 建設資材 1,691
計	669,385	2,087,210	2,756,595	1,156,116	830,200	57,756	43,138		

11款 災害復旧費

2項 公共土木施設災害復旧費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1. 公共土木施設災害復旧費	549,338	934,979	1,484,317	484,428	241,800		208,751	12. 委託料	74,799	測量設計委託 分筆登記委託
								14. 工事請負費	859,980	工事請負費
								21. 補償、補填 及び賠償金	200	補償費
計	552,638	934,979	1,487,617	484,428	241,800		208,751			

11款 災害復旧費

5項 文教施設災害復旧費

2. 社会教育施設災害復旧費	5,577	106,122	111,699	75,432	32,300		△1,610	8. 旅費	70	費用弁償	70
								10. 需用費	468	消耗品費 印刷製本費	39 429
								12. 委託料	14,794	実施設計委託 設計監理委託	10,945 3,849
								14. 工事請負費	90,790	工事請負費	90,790
計	29,859	106,122	135,981	75,432	32,300		△1,610				
歳出合計	27,056,227	3,545,864	30,602,091	1,783,742	1,104,300	57,756	600,066				

令和7年度 一般会計補正予算（第10号） 特定財源説明資料

(単位：千円)

歳 出						歳 入						
頁	款	項	目	の名称	特定財源	金額	頁	款	項	目	の名称	内 容
10	6	1	3	農業振興費	国県支出金	13,103	8	16	2	4	農林水産業費県補助金	農業経営等復旧・継続支援対策事業費補助金 13,103
10	6	1	6	農地費	国県支出金	54,663	8	16	2	4	農林水産業費県補助金	農業用施設小災害復旧事業費補助金 54,663
10	11	1	1	農業用施設灾害復旧費	国県支出金	918,959	8	16	2	9	灾害復旧費県補助金	農地農業用施設灾害復旧事業費補助金 918,959
					地方債	697,700	9	22	1	9	灾害復旧事業債	農地農業用施設灾害復旧事業債 697,700
					その他	57,756	8	13	1	1	灾害復旧費分担金	農地農業用施設灾害復旧費分担金 57,756
10	11	1	2	林業施設灾害復旧費	国県支出金	237,157	8	16	2	9	灾害復旧費県補助金	林業施設灾害復旧費補助金 237,157
					地方債	132,500	9	22	1	9	灾害復旧事業債	林業施設灾害復旧事業債 132,500
11	11	2	1	公共土木施設灾害復旧費	国県支出金	484,428	8	15	1	3	灾害復旧費国庫負担金	公共土木施設灾害復旧事業負担金 484,428
					地方債	241,800	9	22	1	9	灾害復旧事業債	公共土木施設灾害復旧事業債 241,800
11	11	5	2	社会教育施設灾害復旧費	国県支出金	75,432	8	15	2	7	教育費国庫補助金	国宝重要文化財等保存整備費補助金 75,432
					地方債	32,300	9	22	1	9	灾害復旧事業債	社会教育施設灾害復旧事業債 32,300

報告第 13 号

専決処分の報告について（専決第 12 号 損害賠償の額を定めることについて）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及び市長の専決処分事項の指定について（平成 18 年 9 月 22 日議決）の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたのでこれを報告する。

令和 7 年 11 月 13 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

専決第12号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項の指定について（平成18年9月22日議決）の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年9月29日専決

北秋田市長 津 谷 永 光

損害賠償の額を定めることについて

市は、契約事務において最低制限価格の算定誤りにより契約を解除した損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 金 715,000 円

2 損害賠償の相手方 秋田県秋田市中通四丁目1番2号

株式会社 長大

秋田営業所 所長 安倍 忠和

報告第14号

専決処分の報告について（専決第13号 北秋田市立保育所を市外在住の保育に欠ける児童に使用させることについて）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項の指定について（平成18年9月22日議決）の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたのでこれを報告する。

令和7年11月13日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

専決第13号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項の指定について（平成18年9月22日議決）の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

1 北秋田市立保育所を市外在住の保育に欠ける児童に使用させることについて

令和7年10月16日専決

北秋田市長 津 谷 永 光

参考資料（専決理由）

北秋田市外在住の保育に欠ける児童に、北秋田市立阿仁合保育園を使用させることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定により、北秋田市と秋田市との間において協議するため、同法第180条第1項及び市長の専決処分事項の指定について（平成18年9月22日議決）の規定に基づき、専決処分するものである。